

家族と法研究会・早稲田大学比較法研究所共催

シンポジウム

児童福祉と司法の間の子の福祉

— ドイツの最新の大規模調査に基づいて —
(同時通訳付き)



日 時

2017年3月20日(月曜日・休日)

会 場

早稲田大学早稲田キャンパス8号館 3階大会議
(100名程度)

プログラム

12時50分～13時00分

開催趣旨の説明

岩志和一郎 (早稲田大学)

13時00分～14時00分

ドイツの法改正の概観と調査の趣旨

ヨハネス・ミュンダー (ベルリン工科大学)

14時05分～15時05分

少年援助と司法 間の子の福祉 — 調査結果に立脚して

バルバラ・ザイデンシュトゥッカー(オーバーバイエルン工科大学教授)

15時20分～15時50分

わが国の児童虐待対応における司法関与

吉田恒雄 (駿河台大学・厚労省・児童虐待対応における司法
関与及び 特別養子縁組制度の利用促進の 在り方に
関する検討会座長)

16時00分～17時15分

討 論

17時15分～17時30分

まとめ

岩志和一郎

問い合わせ先 : 早稲田大学法学部 岩志和一郎研究室

wiwashi@waseda.jp

調査「少年援助と司法の間の子の福祉 Kindeswohl zwischen Jugendhilfe und Justiz 」について

今回の報告の基礎となっているドイツの調査は、2014年11月1日から2016年10月31日の間になされた、「少年援助と司法の間の子の福祉」(責任者/バルバラ・ザイデンシュトゥッカー教授/オーバーバイエルン工科大学レーゲンスブルグ)である。この調査は、ベルリン工科大学、ミュンスター専門大学、オーバーバイエルン工科大学レーゲンスブルグの共同プロジェクトであり、連邦児童ならびに少年計画と関連し、連邦家族・高齢者・女性青少年省(BMFSFJ)の助成を得ている。

今回の調査は、1996年から1999年にかけて、今回と同じメンバーが中心となって行った同名の大規模調査(責任者/ヨハネス・ミュンダー教授/ベルリン工科大学)のモデルを意図的に踏襲している(その調査結果の一端をみることができるものとして、ヨハネス・ミュンダー「子の福祉に危険が及ぶ場合における少年援助と司法の協力」(岩志和一郎訳)比較法学45巻2号99頁以下(早稲田大学比較法研究所・2011年)。

2000年代に入って、ドイツでは、社会法典第8編(少年援助法)、家事事件手続法、民法、連邦児童保護法等、様々な法改正や立法が行われ、児童虐待を中心とする子の福祉の危険に対する対応の場における、少年局と家庭裁判所の協力の方法、内容、強度は変わらざるを得なかった。今回の調査は、このことを背景にして、少年局と家庭裁判所の間における子の福祉の確保のための少年援助(児童福祉)と司法の手続について、その現状を調べ、前回調査以降の15年間で「得られたもの」と「失われたもの」を明らかにすることを目指したものである。

調査は、ドイツの代表的な自治体という観点から選ばれた地域の少年局(約20か所)の管轄区で行われ、量的な情報の収集に加え、少年局の職員、区裁判所(家庭裁判所)裁判官、手続補佐人、当事者である親や子に対する質的なインタビューによって実施されている。